

鈴鹿大学において合理的配慮として実施されている支援について

令和7年 鈴鹿大学 鈴鹿短期大学部

大学における修学上の支援は、「合理的配慮」という考え方に基づいて実施されています。「合理的配慮」とは、障がいや疾病等の理由によって、様々な活動への参画が困難な学生に対し、大学が過重な負担にならない程度において、その障壁(バリア)となっているものを除去し、代替手段や支援を提供することによって、障がいのない学生と同等の機会を得られるようにすることをいいます。またその内容は、学生本人が申し出た支援内容、学生本人の特性や状況、支援を提供する大学・学部等における体制を踏まえて、総合的に判断されます。

たとえば、このような配慮があります。

- 講義室内での座席位置の配慮
- 板書等の撮影許可
- 補助器具(PC、タブレット、ルーペ、サングラス、補聴器、ノイズキャンセラー等)の使用許可
- グループワーク、ペアワーク、口頭発表などの際、障がいの特性を把握した具体的な指示や参加への促し
- 講義の録音許可(ICレコーダー等の使用)
- 定期試験における時間延長および別室受験
- レポート等の提出期限延長
- 休憩場所の確保(保健室やサポートルームの使用)

支援の内容が合理的配慮の範囲に含まれるかどうかは、一般的・抽象的な理由に基づいて判断するのではなく、個別の事案ごとに具体的場面や状況に応じて検討されなくてはなりません。そのため、代替措置の選択も含め、個々の申請者と大学との建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされる必要があります。ただし、下記の事柄は、上に示した合理的配慮の意味するところに照らして、合理的配慮に含まれない可能性が高いと考えられます。

なお、下記の事柄は合理的配慮に含まれない可能性が高いと考えられます。

- 教育の目的・内容に関わる本質的な変更を伴うこと
- 公平な成績評価の保障を損なう基準の引き下げや卒業要件の緩和

- 本学の現状に照らし、体制面、財政面において均衡を失した、又は本学にとって過度の負担を課すもの
- 大学の本来的業務に帰属あるいは付随しないもの

<手続きを行うにあたっての注意事項>

- ・ 支援の申請は、年間を通じていつでも受け付けています。
- ・ 申請から配慮の開始までには、数週間かかる場合もあります。配慮が必要になる可能性がある場合には、早めに手続きをしましょう。
- ・ 配慮を検討する際、自身の障がいや特性等に関する根拠資料の提出が必要になります。申請時、診断書の提出をお願いします。その他資料として、障害者手帳、専門家の所見、高等学校、専門機関（発達支援センター等）からの支援資料等があれば添付してください。更新時は、原則、診断書の再提出は不要ですが、病状の変化により、診断書を求めることがあることをご了承ください。
- ・ 授業への参加が困難になり、単位修得も難しくなった段階で申請をされた場合に、過去にさかのぼって修学支援を行うことはできません。修学上の不安や困難を感じる場合には、できるだけ早い時期にご相談ください。
- ・ 一度決定された配慮内容であっても、その後の大学生活の状況に応じて変更、調整が可能です。変更をご希望される場合は、下記の窓口にご相談ください。
- ・ 学生の個人情報は、学内の協議で判断された範囲において関係者と共有します。適切な支援・配慮を提供するために必要不可欠な情報を、関係者に情報共有する必要があるため、共有する情報の範囲及び内容については、支援学生本人に確認のうえ、支援学生の同意を得てから情報共有します。
- ・ 修学上の支援の継続を希望する場合には、4月頃(前期)、10月頃(後期)に更新の有無の判断、支援内容の見直し等を行いますので、担当者と日程調整を行い面談してください。

【窓口】

学生・キャリア支援課 Tel: 059-372-3929 E-mail: gakusei@suzuka.ac.jp

健康管理センター保健室 Tel: 059-389-7104 E-mail: kenkoukanri@suzuka.ac.jp

【支援実施までの流れ】

支援の申請は、年間を通じていつでも受け付けています。
申請の手順は以下の通りです。

1. 相談・配慮の申出

自分の障がいや困っていることなどについて、健康管理センターへ相談・申出を行ってください。（学生キャリア支援課や教員へ伝えてもらっても良いです。）

2. 必要書類の準備

①合理的配慮申請書 ②根拠資料（診断書は必須 その他、障害者手帳など）

3. 配慮内容に関する面談の実施

申請書類が揃ったら、（緊急の場合は書類(診断書など)を待たず、そのまま面談となります。）日程を調整して配慮に関わる関係者が面談を行います。どんな支援を希望しているかなどを確認します。

4. 学内の協議

希望された支援についての必要性や合理性、本学で対応可能な支援内容について所属学部で協議します。具体的な配慮内容に関する方針が検討されます。

5. 通知

申請内容の支援内容についてお知らせします。

決定された配慮内容は、本人に確認のうえ、同意を得てから各授業の担当教員に配慮依頼文を通じて伝達されます。

6. 支援の開始

授業等必要な場面での支援が実施されます。ただし、具体的にどのような配慮を行うかは、授業によって異なる可能性があるため、前期・後期の授業開始後なるべく早い段階で担当教員に確認し、具体的な配慮について話し合います。

7. 支援の評価・更新

Semesterごとに支援内容について評価し、更新の有無の判断、支援内容の見直しを行います。基本的に半年毎に担当者と面談を行います。